

アジア汚水管理パートナーシップ（仮称）設立準備ワークショップ
Preparation Workshop on the Asia Wastewater Management Partnership(AWaP)
議長サマリー

背景

1. 2015年に成立したSDGs（持続可能な開発目標）Target6.3として「2030年までに未処理汚水の半減」が設定されたことを受け、目標を達成するために汚水処理割合の低い東南アジア地域における一層の取組みが必要である。
2. SDGsの設定を契機として、東南アジア諸国の取組みを支援するため、2016年7月に日本・名古屋にて6カ国（ベトナム、インドネシア、カンボジア、フィリピン、ミャンマー、日本）による「東南アジアにおける汚水管理のための流域管理に関する会議」が開催された。会議では、各国の水環境、汚水処理に関する現状・課題の共有が行われた。参加国からは、SDGsの達成のため、汚水処理を促進する必要性についての認識が共有され、定期的な情報共有、継続的な議論の実施の合意がなされた。
3. 会議の結果に基づき、当該地域における汚水処理の主流化を推進するために、日本国国土交通省、環境省は「アジア汚水管理パートナーシップ（仮称）」を設立することに合意し、第3回アジア太平洋水サミット(2017年12月11日、12日 ミャンマー・ヤンゴン)の衛生と水管理に関するセッションにおいて日本国国土交通省が同パートナーシップの設立を提案した。
4. 当セッションにおける議論に基づき、サミットのヤンゴン宣言において、知見等の共有のために地域的なネットワークの設立の必要性について言及がされた。
5. ヤンゴン宣言の発表に続き、本ワークショップは、参加者間でSDGs達成のための課題に関する共通理解を獲得するとともに、さらにそれに必要なパートナーシップのコンセプトと活動計画についての意見交換を行うことを目的として開催された。

開会挨拶

6. 開催国及び共催者を代表して、ヤンゴン市開発委員会 Ms. May May Thwe 委員より、開会に当たって、本ワークショップの開催を歓迎する旨の挨拶が行われた。挨拶では、ミャンマーにおいて汚水管理が不十分であるという現状を踏まえ、汚水管理の重要性及び今後のインフラ整備の必要性について強調された。さらに、本ワークショップ及び提案されるパートナーシップがそれらに向けて実りのあるものになることを期待する旨が表明された。

7. 主催者を代表した日本国国土交通省森岡泰裕下水道部長の挨拶では、アジア諸国での汚水管理における課題の解決と **SDG6** 達成のための活動を促進する必要性が強調された。そのために、今回設立が目指されるパートナーシップに関する意見交換がアジアの汚水管理の課題解決につながることへの期待感が述べられた。

パート 1:SDGs の達成に向けたアジアでの汚水処理主流化の必要性

8. **SDGs** の達成のために必要な汚水処理の主流化に関する共通理解の獲得及びパートナーシップに求められる活動内容に関する意見交換を目的として、各機関・団体等より発表が行われた。
9. UNESCAP より、汚水管理に関する取り組みについて発表が行われた。
UNESCAP の活動範囲は、**SDGs** 達成に向けた取組や環境政策、持続可能な都市開発等であると述べられた。さらに、**SDGs** の達成に向けた活動として、汚水管理に係る **Policy Guidance Manual**、**SDGs** 達成に向けた地域のロードマップの作成等が紹介された。アジア太平洋地域の課題は、自然災害や気候変動へ対応として水の重要性を強調すること、都市部の水管理を強化すること、水、衛生分野への投資を拡大すること、**SDGs** をローカライズし水や資源循環への理解を深めること等と指摘された。
10. WHO より、**SDG6** に関する詳細な解説とともに、**SDGs** 達成のための活動として、汚水のモニタリングに関するパイロット事業が紹介された。また、**SDGs Target 6.3** 達成を評価するための指標開発の重要性について言及された。
11. JICA より、まず、**SDGs** で掲げられている基本的な方向性は日本国や JICA が考えてきた方向性と合致しており、**SDGs** のゴールの達成に積極的に取り組む意向であることが示された。さらに、**SDG6.2** 及び **6.3** に関連したプロジェクトについての紹介が行われた。それらの達成に向け、法制度の整備、各機関の役割の調整、技術等の適切な選択、市民への普及啓発、適切な計画の策定、資金調達の方法について提言がなされた。
12. 日本国国土交通省の広報大使として、ミス日本水の天使より、汚水処理の普及啓発等に関連するこれまでの活動について紹介がなされた。特に、汚水処理の過程で発生する資源を活用して農産物を育成するビストロ下水道の **PR** 活動を通して感じた普及啓発の重要性が強調された。
13. 大阪市から、ホーチミン市及びヤンゴン市と行っている都市間連携の活動について紹介がなされた。具体的には、技術専門家の派遣、キャパシティ・ビルディング支援、案件形成支援等である。さらに、**SDGs** 達成のため、技術協力等の支援を継続していくことが宣言された。

パート 2: アジアの水環境の概況

14. IGES より、WEPA におけるアジア諸国での水質管理及び水環境ガバナンスに関する活動の紹介がなされた。水質基準、排水基準の設定や水質モニタリングの取り組みが進められつつあるものの、アジア諸国での汚水処理割合は未だ低い値であることが言及された。多くのアジア諸国において、生活排水は主要な汚染源であり、その地域の社会経済状況を考慮しつつ、汚染の削減に努めることが重要であると強調された。

パート 3: アジア汚水管理パートナーシップ (仮称) の設立

15. 日本国国土交通省田本氏より 12 月 11 日から 12 日までミャンマーのヤンゴンで開催された第三回アジア太平洋水サミットにおいて日本が提唱した新たなパートナーシップである「アジア汚水管理パートナーシップ (仮称)」の紹介と説明が行われた。当パートナーシップにおいては汚水管理の主流化が最重要コンセプトであると述べられた。さらに、当パートナーシップの参加国・機関の構成及び活動計画として、対面で議論を行う定例会合、知識共有のためのプラットフォーム、各国の共通課題に関する共同プロジェクトの 3 本柱の提案がなされた。また、同パートナーシップの第 1 回目の会合として、2018 年に福岡県北九州市での開催が提案された。

i 参加各国の課題

16. まず、参加各国より、当該国における汚水管理に対する課題について発表が行われた。
17. ベトナムでは、汚水管理のための資金投資の大部分を国の予算と ODA で賄っているものの、いまだ十分に需要を満たせていないこと、キャパシティ・ビルディングに対する課題意識を持っているものの育成機関が存在していないこと、工業地帯における環境モニタリングが十分でないことなどが挙げられた。
18. インドネシアでは、集中汚水処理システムは現状では全体の 3%しかカバーできておらず、オンサイトの処理が一般的であると報告された。この状況を改善するために、インドネシアは現在ロードマップを伴うマスタープランの作成が実施されているという状況が共有された。また、課題として、地方政府にとって衛生分野は最優先事項ではないため、資金が限られていることが挙げられ、公的機関、民間企業、産学、援助機関、NGO、地域社会といった多様な主体との連携が必要と指摘された。
19. カンボジアでは、集中処理のための汚水処理施設がほとんど存在しておらず、多くがセプティックタンクの設置や都市部のみでの施設整備に留まっているという現状が共有された。また、課題として、セプティックタンクの処理水質が低いうえにその汚泥処理も十分にできていないこと、住民の汚水処理に対する意識が低

いこと、人材が不足していること、環境水質及び排水両者のモニタリングシステムが不十分であることが挙げられた。今後は、法律や規制及び国のガイドラインの策定、制度の構築、汚水処理に関するマスタープランの策定、人材育成、住民意識の向上と積極的な参加が必要であると述べられた。

20. フィリピンでは、地方における資金及び能力の不足が課題とされていると述べられた。
21. ミャンマーに関しては、汚水処理のためのインフラ整備が不十分であり、特に工業排水の処理が不十分であるとの指摘がなされた。さらに、技術力や予算の不足、地方の汚水処理に関する意識の低さ、低コスト技術による持続可能性の低さが課題として挙げられている。これらの改善のために、省庁と関係者間との協力関係の構築、ガイドラインの確実な実行、キャパシティ・ビルディング、適切な運営管理が必要であると述べられた。また、モニタリングに関して、装置が不足しているものの、そのための資金が不足していること、データ蓄積のためのシステムが脆弱であること、関係者間でのデータの共有が不十分であることが課題として挙げられた。

ii AWaP（仮称）のコンセプト及びアプローチの素案に対するアイデア、コメント

22. AWaP の設立に対して、参加者からは歓迎の声が挙げられた。さらに、コンセプトとアプローチについての素案を基に議論が行われ、次のような指摘があった。
23. 官民での連携や ADB 等の開発機関を巻き込むことは非常に重要である。また、各国では、それぞれ優先順位や政府の方針が異なるため、そのギャップを埋める必要がある。
24. 汚水管理という観点で、国、地域のキャパシティ・ビルディングのために、政府、産業、その他の関係者間の連携を強化すべきである。
25. AWaP における活動を実施する際の資金について、ドナー機関は JICA や ADB に限らず、より多くの機関からの資金調達を目指すべきである。
26. SDGs は極めて野心的な目標であり、その達成のためには ODA による従来型の汚水管理の推進だけでは不十分である。AWaP の取り組みでは、従来型の ODA に限定せずに、民間資金の活用を含めた革新的な取り組みも柔軟に取り入れる必要がある。

iii AWaP（仮称）の活動計画の素案に対するアイデア、コメント

27. 行動計画に対する参加者から寄せられた新しいアイデアやコメントとして以下の点が挙げられた。

(全般)

28. 提示された AWaP の活動では、プロジェクトの実行を通して、発展途上国におけ

る技術的な能力の向上が期待される。さらに、AWaPでの活動は共同プロジェクト、ワークショップやセミナーなどを通じて、プロジェクトの発展に向けた学習機会となり得る。

(情報共有・ネットワーキング)

29. 汚水管理におけるSDGsの目標と現状のギャップを埋めることが重要であり、その方策を見出すことが必要である。ミーティングやワークショップを通じてこれまでの知見から問題を特定するとともに、参加国の共通の問題を見出し、解決に向けた優先順位をつける必要がある。取り組みとして、国間共同でのプロジェクトを立ち上げることも有効ではないか。

(プラクティカルな情報の提供)

30. パートナーシップの活動においては、目標となる具体的な指標が必要である。また、情報共有に際しては、WEB上のプラットフォームの構築のみならず、ニュースレターやWEBマガジンといった手法も有効ではないか。共有する情報は、実践的なものが望ましく、パイロットプロジェクトを通じて、成功事例を増やしていきたい。
31. 地域レベルでの普及啓発及びキャパシティ・ビルディングに注力すべきであり、そのためにオンラインでのキャパシティ・ビルディングの方法も検討してはどうか。さらに、知見の共有は重要であり、既に汚水処理が進んでいる国を訪問し、その事例を学習する機会も得られると良い。
32. 情報提供においては、どんな情報を提供すべきかを明確化しておくべきである。排水は、生活、畜産、産業の3つに大きく分けられる。それらのいずれに焦点を当てるか議論の余地がある。
33. 日本は比較的短期間で家庭から排出される汚水の問題を解決することに成功したことから、集中型、分散型の双方の処理システムを同時に推進した経験を共有することは有用である。
34. 今回のWSで配布された「海苔」の例のように、考え方を「合成」し、行動のためのアイデアを提供するようなイノベーションが重要。UNESCAPでは情報共有に関するプラットフォームを有しており、連携することで政策意思決定者へのアプローチが可能である。

(共同プロジェクト)

35. SDGsのゴールやターゲットは大変野心的であるが、それらをモニタリングするデータの不足が大きな課題である。WHOの経験では、多数のパラメータを用意したとしても対応できる国は先進国を除いては少ないため、リスクマネジメントの視点を取り入れる必要があると考えている。例えば疫病の発生など健康影響の多い地域を特定して、そのエリアを対象として優先的に汚水管理インフラを整備

するような優先順位付けが極めて重要である。WEPA および AWaP と連携して、関連するデータの共有、特定地域における対応シナリオの策定や長期のアクションの検討、民間セクターの巻き込み、経済や健康の視点からのほかの分野との連携などが有益ではないか。

iii WEPA と AWaP（仮称）の効果的な連携に対するアイデア、コメント

36. WEPA は、水環境管理の現状、課題やベストプラクティスを含む知識を共有するためのアジアにおける水環境管理を担当している中央政府機関の行政官によるネットワークである。WEPA のパートナーである国々の状況を分析すると、生活排水がアジア諸国における主要な汚染源であることが判明している。議論を進め、具体的な手段を講じるためには環境規制、監視、汚水処理施設の開発に対する公式な責任者の協力が必要である。さらに、WEPA と AWaP の協力も重要である。
37. WEPA と AWaP のより効果的な協働の促進のため、両者で並行したロードマップを作成してはどうか。さらなる連携した取り組みのため、定期的に WEPA や ASEAN とともに会議を実施できたら良い。
38. 戦略の重複を防ぐために、AWaP と WEPA はそれぞれの付託事項(ToR)を明確にする必要がある。AWaP と WEPA の間で効果的に協働する戦略を打ち立ててはどうか。WEPA と AWaP で関連したトピックで、共同での会議を実施すると良いのではないか。例えば、WEPA は産業排水、AWaP は生活排水が考えられる。
39. WEPA と AWaP の役割は適切に分担するべきである。また、付託条項に関する書類は来年度には整備すべきである。
40. WEPA の出版物は、水質管理についての最新かつ有用な情報である。それに対して、AWaP では、技術的及び政策的なガイドラインやマニュアルが出版されることを期待している。
41. WEPA は水質、モニタリングそして規制に関するものである。AWaP はプロジェクトの実行、計画、マニュアルの設計、技術、財政のためのネットワークとなり得るものである。これらが SDGs という同じキーワードでつながり、効果的な手法でアクションが実施されていくものと期待する。
42. WEPA では、汚染源のモニタリング、各種の基準等に関する情報を蓄積してきたが、汚水処理のための実際のプロジェクトは実施できていない。AWaP がこの部分を担当できることを期待する。

iii 今後のスケジュールに関する議論

43. 参加国は AWaP の第一回会合を 2018 年の夏に日本国・北九州市で開催することに合意した。

44. 当ワークショップの間に示され、議論された AWaP の構想・活動計画に関するアイデア・コメントについて、本サマリーに集約した上で、事務局はこれらのアイデア・コメントを参考として活動計画を作成し、設立までに参加国に共有してレビューを依頼することが合意された。